

教員免許更新制について

幼稚園、認定こども園の方々に
御理解、お取り組みいただきたいこと

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
(平成31年2月)

目次

1. はじめに.....	2
2. 教員免許更新制とは.....	5
3. 教員免許状の更新について	
幼稚園教諭免許状をお持ちの方へ.....	7
4. 平成21年3月31日までに授与された方の修了確認期限.....	16
5. 免許状更新講習の内容.....	18
6. 各幼稚園の園長等に取り組んでいただきたい事項.....	19
7. よくある御質問.....	20
8. 教員免許更新制関係情報の入手先、各種問い合わせ先について.....	23
(参考)	
幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園教諭免許状の 更新について.....	24
幼稚園免許状授与の所要資格の特例について.....	26

1. はじめに

【本項目でのポイント】

教員免許更新制の目的、新免許状と旧免許状の違い、幼保連携型認定こども園の保育教諭における教員免許更新制の取扱いについて御理解ください。

< 教員免許更新制について >

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が実施されています。

教員免許更新制の目的は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

< 新免許状と旧免許状の違い >

平成21年4月以降に授与される教員免許状（新免許状）には10年間の有効期間が定められています。新免許状を持っている者は有効期間の満了までの2年2か月内に大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に申請して有効期間を更新することが必要となります。

有効期間の異なる複数の新免許状を持っている場合、遅く満了する有効期間に自動的に統一されるので、遅い方の「有効期間の満了の日」までの2年2か月内に上記のとおり必要な講習の受講・修了と諸手続が必要となります。

また、旧免許状を1枚でも持っている者が平成21年4月1日以降に新しく教員免許状を取得した場合、その免許状は旧免許状として授与されるため、従前に持っている旧免許状と同様に有効期間は定められませんので、注意が必要です。（個人で、新免許状と旧免許状を同時に持つことはありません。）

平成21年3月31日までに授与された教員免許状（旧免許状）には有効期間は定められませんが、旧免許状を持って勤めている現職の教員には、各自の生年月日等に対応した修了確認期限前の2年2か月内に、大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に申請して更新講習修了確認を受けることの義務が課されているため、新免許状所持者と同様に必要な講習の受講・修了と諸手続が必要となります。

< 保育教諭における教員免許更新制の取扱いについて >

認定こども園には、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4つのタイプがあり、教員免許更新制は、このうち、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭及び幼稚園型認定こども園に勤務する幼稚園教諭が対象となります。

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。平成27年4月1日施行。以下「改正認定こども園法」という。）」において、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、新たに「幼保連携型認定こども園」が創設され、その中心職員である「保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。））」は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則とされています。

ただし、改正認定こども園法の施行後5年間（平成27年4月1日～平成32年3月31日）は、幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の登録の、いずれかの免許・資格を持つ者は、保育教諭等になることができるという経過措置が設けられています（改正認定こども園法附則第5条）

いずれか一方の免許・資格のみを持ち保育教諭となった者は、経過措置期間が終了するまでに、もう一方の免許・資格を取得する必要があります。

両方の免許・資格を有して保育教諭等となった者については、旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了日の2か月前までに、免許状更新講習の受講・修了及び免許管理者への手続を行わなかった場合、修了確認期限及び有効期間の満了日の経過をもって幼稚園教諭免許状は失効することとなります。

経過措置期間内（平成32年3月31日まで）であれば、保育士資格を持っていることで、幼稚園教諭免許状が失効した場合でも保育教諭としての勤務を継続できますが、この場合、更に「改正認定こども園法」に規定する5年間の経過措置期間の終了後は保育教諭等としての資格を欠くこととなり、直ちに失職することとなります。

旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了日を既に経過し、保育士の登録を行うことのみにより保育教諭等となった者については、経過措置期間が終了する前までに旧免許状の有効性の回復又は新免許状の再取得の手続を行わない場合、経過措置期間の終了後は保育教諭等を失職することとなります。

経過措置期間の終了間際である平成31年度には、講習の受講希望が集中することが予想されることも踏まえ、幼稚園教諭免許状をお持ちの保育教諭は、免許状更新講習の受講期間を必ず確認した上で、当該期間のできるだけ早い段階から計画的に講習を受講し、免許管理者への手続を行っていただくようお願いいたします。

免許状更新講習の修了確認状況等に関する調査について

毎年、現職教員の更新講習修了確認期限経過後の各都道府県教育委員会における修了確認、修了確認期限の延期若しくは免除認定及び免許状の失効状況等について調査を実施しております。

昨年末に、旧免許状（平成 21 年 3 月 31 日までに授与された免許状）を所持する現職教員のうち、平成 30 年 3 月 31 日が最初の修了確認期限である者についての調査結果をホームページで公表しました。

公表：文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/012/1412176.htm

修了確認がなされなかった者のうち、失効した者（239 名）の修了確認期限時点の状況又は失効後の勤務状況は以下のとおりで、の「幼保連携型認定こども園に勤務している方」が非常に多い状況です。

これは、都道府県によって、年度によって、しっかり周知・徹底がなされていないと考えられます。

平成 30 年 4 月 1 日以降付で普通免許状の授与を受けて勤務	18 名
普通免許状を必要としない職（管理職、事務職員等）として勤務（幼保連携型認定こども園を除く）	24 名
<u>幼保連携型認定こども園に勤務しており、幼保連携型認定こども園の園長、</u>	
<u>保育士、保育教諭（経過措置による特例により）等として引き続き勤務</u>	158 名
平成 30 年 3 月 31 日に任期が満了し、教育職員を退職	37 名
その後の勤務状況が不明	2 名

さらに、の平成 27 年度以降の推移は、次のとおりです。

平成 28 年 3 月：95 人、平成 29 年 3 月：89 人、平成 30 年 3 月：158 人

特に留意が必要なケース

【両方の免許・資格を有して保育教諭等となった者（有効な幼稚園教諭免許状を有して保育教諭等となった者）】

旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了日までに、免許状更新講習の受講・修了及び免許管理者への手続を行わなかった場合、修了確認期限及び有効期間の満了日の経過をもって幼稚園教諭免許状は失効することとなります。

この場合、改正認定こども園法に規定する 5 年間の経過措置期間中は、保育士資格を有していることで保育教諭等として勤務を継続することができますが、経過措置期間が終了した後は保育教諭等としての資格を欠くこととなり、教育職員としての身分を失うこととなります。

教員免許更新制とは？

国公立の幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼保連携型

認定こども園で教育職員()として勤務する場合、有効な状態の免許状を所持する必要があります。

教育職員・教育職員免許法第2条第1項に規定する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師(非常勤講師・臨時的任用教員含む)。

1. 新免許状と旧免許状とは？

新免許状

- 平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状は**新免許状**といい、10年間の有効期間が付されています。
- 有効期間の満了の日の2年2か月前から2か月前までに、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者へ免許状の有効期間更新の申請を行う必要があります。

旧免許状

- 平成21年3月31日以前に初めて授与された免許状は**旧免許状**といい、最初の修了確認期限は生年月日によって割り振られています。(裏面参照)
- 現職教員の場合、修了確認期限の2年2か月前から2か月前までに、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者へ更新講習修了確認申請を行う義務があります。
平成21年4月1日以降に新たに免許状を授与されても、引き続き、旧免許状所持者の扱いです。現職教員の場合、申請を行うことで修了確認期限を延期することができます。
(自動で延期されることはありません。)

2. 免許状更新講習について

免許状更新講習を受講する場合、上記1で示す受講期間内に、

- ・必修領域 6時間以上
- ・選択必修領域 6時間以上
- ・選択領域 18時間以上

合計30時間以上の講習を受講・修了していただく必要があります。

免許状更新講習は、大学等を中心に全国で開設されており、講習の開設情報は文部科学省ホームページや、開設する大学等のホームページなどで確認できます。

講習受講の際は、受講する大学等へ直接お申し込みください。

(参考)
文部科学省ホームページ
「講習開設情報」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/1400217.htm



3. 教員免許更新制のおおまかな流れ

修了確認期限若しくは有効期間の満了の日を確認します。

確認方法については左欄及び裏面をチェック！

◆修了確認期限
(有効期間の満了の日)
____年 月 日

◆免許状更新講習受講期間
____年 月 日
~ ____年 月 日

受講する講習を決め、講習開設者(大学等)に受講申込みをします。

講習の開設情報は、文部科学省や大学のホームページ等を確認してください。



免許状更新講習を受講します。



講習を修了(履修)後、修了認定(履修認定)され、修了証明書(履修証明書)が発行されます。

免許管理者へ申請を行います。

修了(履修)証明書を全てまとめ、必要書類とあわせて、勤務する学校が所在する都道府県教育委員会(免許管理者)に**更新講習修了確認若しくは有効期間の更新のための申請**を行います。

申請手続最終日
平成 ____年 月 日
修了確認期限
若しくは有効期間の
満了の日の2ヶ月前

免許管理者より更新講習修了確認証明書若しくは有効期間更新証明書が発行されます。

次回の修了確認期限若しくは有効期間の満了の日まで所持する全ての教員免許状が有効です。

次回の修了確認期限
若しくは
有効期間の満了の日
平成 ____年 月 日

4. 免許状の有効期間・修了確認期限について

新免許状

過去に有効期間の更新や延長の手続きを行ったことがある場合

- ・ 前回の手続き時に発行された証明書に記載されている、次回の「有効期間の満了の日」を確認します。

過去に更新や延長の手続きを行ったことがない場合

- ・ 所持する免許状に記載されている「有効期間の満了の日」を確認します。
- ・ 複数の免許状を所持する場合、所持する免許状の有効期間のうち最も遅いものが、自動的にすべての免許状の有効期間となります。



旧免許状

過去に修了確認期限の更新や延期の手続きを行ったことがある場合

- ・ 前回の手続き時に発行された証明書に記載されている、次回の「修了確認期限」を確認します。

過去に修了確認期限の更新や延期の手続きを行ったことがない場合

- ・ 生年月日によって定められている「最初の修了確認期限」を確認します。
- ・ 平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を所持する場合、生年月日ではなく、栄養教諭免許状を授与された日によって、修了確認期限が定められています。

「最初の修了確認期限」は、下記のウェブサイトから確認できます。

(文部科学省ホームページ「修了確認期限をチェック」)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm



5. 教員免許更新制に関する

Q & A

Q1. 長期の病気休暇中や介護休業などにより、受講できない場合は、どうしたらよいですか？

A. 現職教員であって、長期間の病気休暇、産前産後の休業、育児休業、介護休業等の期間中である場合には、各自の修了確認期限(若しくは有効期間の満了の日)の2か月前までに、免許管理者への申請を行うことにより、修了確認期限(有効期間の満了の日)を延期(延長)することができます。

Q2. 養護教諭や栄養教諭も、教諭と同じ講習を受講することになるのですか？

A. 必修領域、選択必修領域については、受講対象者の区別はありませんが、選択領域については、旧免許状所持者の場合は現在の職に応じて、新免許状所持者の場合は所持する免許状に応じて、講習を受講・修了する必要があります。

例えば、現在、旧免許状を所持する方が小学校教諭の職にある場合、対象職種が「教諭」の講習を受講する必要があります。また、新免許状所持者の方が小学校と養護教諭の免許状を所持する場合は、対象職種が「教諭」及び「養護教諭」の講習を受講する必要があります。

Q3. 免許状更新講習の受講が免除されるのは、どのような人ですか？

A. 校長(園長)、副校長(副園長)、教頭など指導的立場にある方は講習の受講を免除される可能性があります。受講免除を受けるためには、各自の修了確認期限(有効期間の満了の日)の2か月前までに、免許管理者に受講免除の認定申請を行うことが必要です。

Q4. 非常勤講師や臨時的任用の教員はどうすればよいのですか？

A. 修了確認期限の時点で非常勤講師や臨時的任用教員等の職にある場合、教諭等と同様に、修了確認期限の2か月前までに免許状更新講習を受講し、都道府県教育委員会に申請する義務があります。もし、免許状更新講習を修了せずに修了確認期限を経過した場合、免許状は失効します。

現職教員の方は、勤務する学校が所在する各都道府県教育委員会が免許管理者となります。申請手の詳細等は、各免許管理者までお問い合わせください。

Q5. 教諭等の職にない場合はどうすればよいのですか？

A. 【旧免許状所持者の場合】修了確認期限の時点で教諭等の職にない場合には、免許状更新講習を受講・修了する義務はなく、修了確認期限を経過しても免許状は失効しません。修了確認期限で教諭等の職にない方が、更新講習を修了せずに修了確認期限を経過してしまった場合、その後に教諭等の職に就くためには、教壇に立つ前に更新講習を修了し、都道府県教育委員会に申請することが必要です。

【新免許状を所持者の場合】教諭等の職にないかに関わらず、更新講習を受講・修了せず、有効期間を更新しなかった場合、有効期間の満了の日の経過をもって所持する免許状は失効します。

ただし、有効期間の満了により免許状が失効した場合でも、免許状授与のための所要資格を満たしていれば、更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会へ免許状授与に必要な書類を添えて免許状の授与を申請することにより、新たな有効期間が付された免許状の授与を受けることができます。





文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成21年4月1日より、教員免許更新制が導入されました。

免許状を所持する皆さまにおかれましては、免許状が有効である期間を御確認いただき、教職に就くにあたっては、免許状を有効な状態で所持していただきますようお願いいたします。

◆ ◆ 幼稚園教諭免許状をお持ちの方へ ◆ ◆

教員免許状の更新について

更新手続きは
どのように行うの？

更新しないと**失効**して
しまうと聞いたけど...？

持っている免許状の
有効期間を知りたい！

教員免許更新制に関するお問い合わせ先

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室更新係

メールアドレス：menkyo@mext.go.jp

電話：03-5253-4111（内線：3573）

文部科学省ホームページ「教員免許更新制」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm



1. 教員免許状の修了確認期限・有効期間の満了日はいつ？

～ 確認フローチャート～

- ・平成21年4月1日以降に、初めて教員免許状を取得した
- ・又は、免許状に「有効期間の満了の日」が記載されている

はい

お持ちの免許状は
全て**新免許状**です

有効期間を **更新** したことがある
有効期間の **延長** 申請を行い、延長されている
免許状取得後、何もしていない

の方

の方

- ・有効期間更新証明書
- ・有効期間延長証明書

上記いずれかの書類に、
次回の有効期間の満了の日
が記載されています。

免許状に記載されている、
有効期間の満了の日を御確認ください。

免許状を複数所持している場合、
所持する免許状の中で最も遅い
有効期間の満了の日が全ての免許状の
有効期間の満了の日となります。

いいえ

お持ちの免許状は
全て**旧免許状**です

修了確認期限を **更新** したことがある
免許状更新講習の**免除** 申請を行い、免除されている
修了確認期限の**延期** 申請を行い、延期されている
免許状取得後、何もしていない

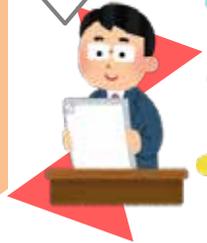
の方

の方

- ・更新講習修了確認証明書
- ・修了確認期限延期証明書
- ・免許状更新講習免除証明書

上記いずれかの書類に、
次回の修了確認期限が記載され
ています。

例えば、
・H20.3.31に授与された免許状
・H23.3.31に授与された免許状
を所持する場合、
H20に**初めて免許状を取得して
いる**ので、所持する免許状は**全て
旧免許状**という扱いになります。



生年月日等によって定められている
最初の修了確認期限を御確認ください。

下記のサイトから確認できます！

文部科学省ホームページ
「修了確認期限をチェック」
[http://www.mext.go.jp/a_menu/
shotou/koushin/003/index1.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm)



期限を経過している免許状の有効性については次ページを御確認ください。

【免許状を失くしてしまった！どうすればいいの？】

→免許状を授与された都道府県教育委員会で、再発行若しくは授与証明書を発行することができます。手続き方法等、詳細については各都道府県教育委員会へお問い合わせください。

2. 所定の期間内に更新手続きを行わなかった場合

～免許状は失効してしまう！？～



◆更新手続きを行わなかった場合、所持する免許状によって、以下のような状況になります◆

新免許状

有効期間の満了の日時点で

教員・教員以外の職の方

失効

- ・免許状の返納は不要です。
- ・再度、免許状の授与を希望する場合、所要資格を満たし、免許状授与に必要な書類を添えて、都道府県教育委員会へ授与申請を行う必要があります。
- ・免許状授与については、授与を希望する都道府県教育委員会へ御相談ください。

新免許状には、免許状に有効期間が設定されているので、旧免許状と異なり、「休眠状態」がありません。御注意ください。

旧免許状

修了確認期限時点で

教員の方

教員以外の職の方

失効

- ・この場合、免許管理者（勤務地の都道府県教育委員会）へ、所持するすべての教員免許状を返納する必要があります。
- ・再度、免許状の授与を希望する場合、所要資格を満たし、免許状授与に必要な書類を添えて都道府県教育委員会へ授与申請を行う必要があります。
- ・免許状授与については、授与を希望する都道府県教育委員会へ御相談ください。

休眠状態

- ・免許状は失効していませんが、修了確認期限を経過したことで、効力が一時的に停止（休眠）した状態になっています。
- ・教職に就くまでに、更新手続きを行い、免許状の効力を回復する必要があります。
(休眠状態においても、履歴書等に免許状を所持している旨を記載していただくことは可能です。)

【現在、免許状は休眠状態。これから更新講習を受講することはできる？】

→休眠状態で免許状を所持する場合、免許状が必要になったタイミングで随時受講が可能です。（申込方法や受講方法については、講習開設者へお問い合わせください。）

3.更新の必要がある人とは？ ～保育士の場合も更新が必要なの？～

アルバイトやパートタイム（以下パート等とする）で教員をされている場合も、「現職教員」に含まれます。
現在の職が以下に該当するか不明の場合、勤務先の管理職の方に御確認ください。

現在の勤務先	現在の状況（職等）
幼稚園	幼稚園教諭（非常勤講師・パート等含む）
幼保連携型認定こども園	保育教諭（非常勤講師・パート等含む）
幼稚園型認定こども園	幼稚園教諭（非常勤講師・パート等含む）

◆受講義務者◆

所定の期間内に更新の手続きを行わない場合、免許状は失効します。
現職教員の場合、免許状が失効することで失職に繋がる場合もあります。

現在の勤務先	現在の状況（職等）
幼稚園型認定こども園	保育士（パート等含む）
保育所型認定こども園	保育士（パート等含む）
地方裁量型認定こども園	保育士（パート等含む）
認可保育所	保育士（パート等含む）
幼稚園併設型認可外保育施設	保育士（パート等含む）
教育以外の職、無職	<ul style="list-style-type: none"> ・教員採用内定者 ・非常勤講師リスト登録者 ・教員経験者

◇受講対象者◇

受講義務はありませんが、
免許状を更新する希望がある場合、
講習を受講することができます。



認可外保育施設、小規模保育施設、事業所内保育施設に勤務する保育士は、 に該当しない限り、受講対象者に該当しません。
免許状更新講習を受講するには、上記の受講義務者若しくは受講対象者のいずれかに該当することが必要です。

【幼稚園や保育所等で「補助」や「支援員」として勤務している場合も免許状の更新が必要？】

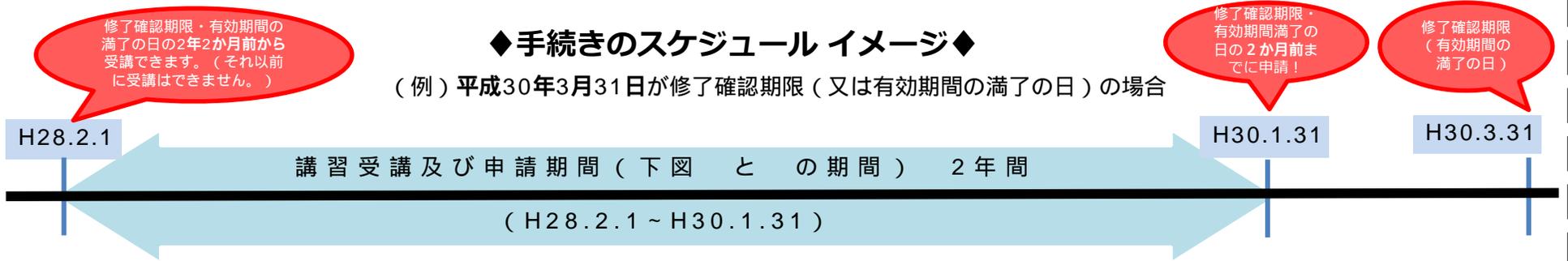
→教諭等の「教育職員」として勤務する者と、校長や園長等の「教育の職にある者」については、免許状を更新する義務があります。
現在の職が、更新義務のある「教育職員」等に該当しているかどうか、管理職へ御確認ください。

4. 更新手続きはどのように行うの？

～ 更新手続きの流れ～

◆ 手続きのスケジュール イメージ ◆

(例) 平成30年3月31日が修了確認期限 (又は有効期間の満了の日) の場合



免許状更新講習の受講

免許管理者へ申請

手続き完了

1. 受講する講習を決めます

講習開設情報については、文部科学省ホームページを参照ください。

下記URL及び右QRコードより確認できます。
(文部科学省「講習開設情報」)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/index.htm



2. 講習開設者 (大学等) へ申込をします。
申し込み方法は講習開設者へ御確認ください。

3. 講習を受講します。

・必修領域 6時間以上
・選択必修領域 ... 6時間以上
・選択領域 18時間以上

計30時間以上

4. 受講修了後、講習開設者より
「更新講習修了 (履修) 証明書」が届きます。

5. 更新講習修了 (履修) 証明書を全てまとめ、必要書類とあわせて、免許管理者へ提出します。

提出の方法・必要な書類については、
免許管理者によって異なります。
提出にあたり、不明な点がある場合、
免許管理者へお問い合わせください。

【免許管理者とは？】

現職教員の場合
▶勤務先の所在する都道府県教育委員会

教員以外 (保育士等) の場合
▶住所地の都道府県教育委員会

6. 免許管理者より、
更新講習修了確認証明書
又は
有効期間更新証明書
が届きます。
次回の修了確認期限
(有効期間の満了の日) が
記載されておりますので、
大切に保管してください。

【更新講習受講後、都道府県教育委員会へ申請を行うことを忘れていた！更新できる？】

▶免許状更新講習の修了 (履修) 証明書は、修了 (履修) 認定年月日から2年2か月の間使用できます。過去に取得した修了 (履修) 証明書を活用して手続きがとれるかという点については、都道府県教育委員会へ御相談ください。

5-1. 講習の選び方

- ◆免許状更新講習は、30時間以上（**必修領域講習6時間以上、選択必修領域講習6時間以上、選択領域講習18時間以上**）受講・修了することが必要になります。

講習の領域	時間数	講習の選び方
必修領域	6時間以上	◆必修領域の講習については、お持ちの免許状の種類は関係なく、 全員共通の内容 です。
選択必修領域	6時間以上	◆所有する免許状の種類や勤務する学校の種類等により、 所定の内容から選択して受講・修了 します。 各講習に認定されている「主な受講対象者」は、講習内容に照らし、対象となる学校種等をわかりやすく示すために大学が独自に設定しているものであり、当該項目に所持する免許状の教科が明記されていない場合も、教員免許更新のための講習と認められます。
選択領域	18時間以上	<p>◆講習は、対象職種（教諭・養護教諭・栄養教諭）に応じた講習を受講・修了する必要があります。（下図参照）</p> <p>◆複数の免許状を所持する場合、旧免許状・新免許状のどちらを所持するかによって、選択する講習が異なる場合があります。（詳細は次ページ）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>（免許状と対象職種の相関図）</p> <pre> graph TD A[所持する免許状] --> B[幼稚園教諭免許状 小学校教諭免許状 中学校教諭免許状 高等学校教諭免許状 特別支援学校教諭免許状] B --> C((対象職種)) C --> D[教諭] A --> E[養護教諭免許状] A --> F[栄養教諭免許状] E --> G[養護教諭] F --> H[栄養教諭] </pre> </div> <p>各講習に認定されている「対象職種」以外に、「主な受講対象者」という項目がありますが、「主な受講対象者」は、講習内容に照らし、対象となる学校種等をわかりやすく示すために大学が独自に設定しているものであり、当該項目に所持する免許状の教科が明記されていない場合も、該当する職種を対象にした講習であれば、教員免許更新のための講習と認められます。</p>

5 - 2 . 複数の免許状を所持する場合の選択領域の講習の選び方

新免許状所持者の場合

新免許状所持者の場合、所持する免許状に対応した講習の受講が必要です。したがって、職種が異なる免許状を所持する場合、それぞれの免許状の職種に応じて講習を受講する必要があります。(例 参照)

(例)

- ・幼稚園教諭として勤務
- ・幼稚園教諭免許状を所持
- ・養護教諭免許状を所持

所持する免許状の職に応じて、「教諭」「養護教諭」を対象にした講習の受講が必要です。

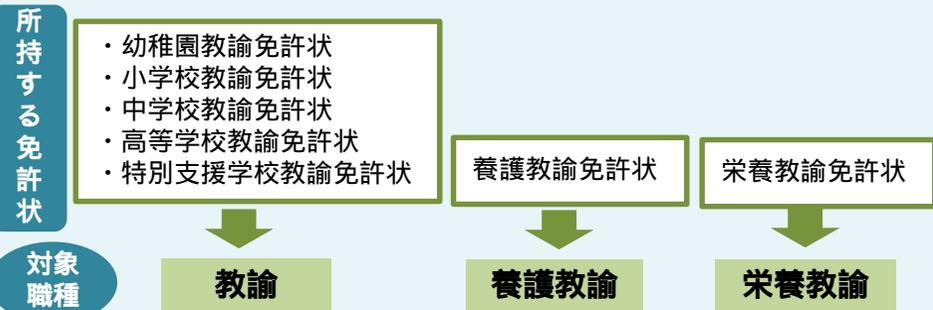
パターン1：1つの職に対応した選択領域の講習を受講した場合

必修領域.....	6時間
選択必修領域.....	6時間
選択領域（教諭向け）.....	18時間
選択領域（養護教諭向け）.....	18時間

パターン2：複数の職に対応した選択領域の講習を受講した場合

必修領域.....	6時間
選択必修領域.....	6時間
選択領域（教諭・養護教諭向け）.....	18時間

免許状と対象職種の対応図



旧免許状所持者の場合

旧免許状所持者の場合、現在の職（教職に就いていない場合は今後就くことを希望する職）に対応した講習の受講が必要です。また、現在就いていない職のみに対応している講習は受講できません。(例 参照)

(例)

- ・幼稚園教諭として勤務
- ・幼稚園教諭免許状を所持
- ・養護教諭免許状を所持

必修領域.....	6時間
選択必修領域.....	6時間
選択領域（教諭向け）.....	18時間

幼稚園教諭として勤務しているため、教諭向けの講習を受講することで、幼稚園教諭・養護教諭両方の免許状を更新することができます。ただし、養護教諭として勤務していないため、養護教諭向けのみ講習を受講したとしても、免許状を更新することはできませんので、御注意ください。

現在の職と対象職種の対応図

現在の職

- ・幼稚園教諭
- ・小学校教諭
- ・中学校教諭
- ・高等学校教諭
- ・特別支援学校教諭

養護教諭

栄養教諭

対象職種

教諭

養護教諭

栄養教諭

教職に就いていない場合、今後就くことを希望する職に応じて講習を選択します。

異なる職種の講習を受講した場合、免許状更新のための講習として活用することはできません。講習を受講する際は、現在の職や所持する免許状に対応した講習であることを必ず確認してください。



6. 免許状更新講習の受講免除について

該当する期間に以下の職に就いている場合、有効期間の満了の日（修了確認期限）の2か月前までに免許管理者へ申請を行い、**免許状更新講習の受講を免除**されることにより、免許状を更新することができます。

【ケース1】

● **期間**：講習受講期間（有効期間の満了の日若しくは修了確認期限の2年2か月前から2か月前までの2年間）

+

● **職等**：教員を指導する立場にある場合

園長、副園長、教頭、主幹保育教諭または指導保育教諭
教育長、指導主事、社会教育主事、
その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
免許状更新講習の講師*

*旧免許状所持者の場合、免許状更新講習受講義務者に該当している者に限ります。
新免許状所持者の場合、免許状更新講習受講対象者に該当している者に限ります。

【ケース2】

● **期間**：有効期間満了日（修了確認期限）の10年前～2ヶ月前までの期間内

+

● **職等**：優秀教員として受賞した場合

優秀教員表彰者

文部科学大臣、教育委員会などから、各教科の指導法または生徒指導その他その者の所持する免許状に関する知識技能が優秀であることについて表彰を受けたことのある者のことです。

なお、優秀教員表彰を若くして受けた場合であっても、免除の対象となるのは優秀教員表彰を受けた後の1回のみです。

【「主任」として勤務している場合、「主幹保育教諭」や「指導保育教諭」に該当する？】

▶法令上、主任は、主幹保育教諭や指導保育教諭とは別の職として定められています。主任は免除対象職には該当しないため、免除申請を行うことができません。

ただし、主任の他に、主幹保育教諭や指導保育教諭の職も兼ねている場合、上記の に該当しますので、講習受講期間に該当していれば、免除申請を行うことが可能です。

7.有効期間の満了の日の延長・修了確認期限の延期について

やむを得ない事由により免許状更新講習の課程を修了できないと認められる場合は、有効期間の満了の日（修了確認期限）の2か月前までに、免許管理者へ申請を行うことで、相当の期間を定めて免許状の有効期間を延長（旧免許状の場合は修了確認期限を延期）することができます。

申請できる者

新免許状所持者

現職教員

実習助手、寄宿舍指導員、学校栄養職員、養護職員

教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会

において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者

旧免許状所持者

現職教員

教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会

において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者

「やむを得ない事由」とは？

休職中であること

産休、育休、病気休暇、介護休暇中であること

地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること

現職教員の身分を保持したまま、海外派遣中であること

専修免許状の取得のための課程に在籍していること

教員となった日から有効期間の満了の日（または修了確認期限）までの期間が2年2ヶ月未満であること

その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること

所持する免許状の授与の日から修了確認期限までに10年経っていない場合 **は旧免許状所持者のみ。**

【会社員として勤務しており、現在は育児休業を取得中。修了確認期限を延期することは可能？】

→有効期間の満了の日の延長（新免）及び修了確認期限の延期（旧免）申請は、上記の「申請できる者」のみ行うことが可能です。

したがって、会社員として勤務している場合、延長・延期の申請を行うことはできません。（更新手続きを行わなかった場合の免許状の状態についてはP3を参照）

4 平成21年3月31日までに授与された方の最初の修了確認期限

(表1)

平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方(栄養教諭免許状を持つ方は表2をご覧ください。)の最初の修了確認期限

生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間	次回の修了確認期限
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日	平成33年3月31日
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

《表1の見方》

各自の生年月日から、～の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間を御確認ください。

上記の表において、昭和59年4月2日以降に生まれた方については、栄養教諭免許状を持っていない限り、第10グループに該当します。

平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を1枚でも持つ方は、平成21年4月1日以降に新たに教員免許状を取得しても、旧免許状所持者となるので、表1で確認ください。

(表2)

免許状を授与された日

平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方(栄養教諭以外の職にある方も該当します。)の最初の修了確認期限

他に旧免許状を持っている場合も、平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ場合は、以下の表2を御覧ください。

他に旧免許状を持っていて、平成21年4月1日以降に授与された栄養教諭免許状を持つ場合は、表2ではなく、表1を御覧ください。

	免許状を授与された日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間	次回の修了確認期限
	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日

《表2の見方》

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、～の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間をご確認ください。

例1：平成17年3月20日に栄養教諭免許状を授与された幼稚園の栄養教諭の方は、この表の1番目の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成28年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間となります。

例2：平成19年3月20日に栄養教諭免許状を授与された方は、この表の2番目の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成29年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成27年2月1日から平成29年1月31日までの間となります。

5 免許状更新講習の内容

【本項目でのポイント】

免許状更新講習の具体的な内容、方法は大学等の各開設者が定めるものであることを御理解ください。

免許状更新講習は、免許状更新講習規則に規定される以下の表に掲げる項目及び内容を含むものとされており、大学や文部科学大臣が指定する公益法人等が開設者となります。必修領域を6時間以上、選択必修領域を6時間以上、選択領域を18時間以上、合わせて30時間以上を受講する必要があります。

領域	事項	時間
必修領域	イ 国の教育政策や世界の教育の動向 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察 ハ 子どもが発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。） ニ 子どもたちの生活の変化を踏まえた課題	6時間以上
選択必修領域	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 学習指導要領の改訂の動向等 ハ 法令改正及び国の審議会の状況等 ニ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ホ 学校における危機管理上の課題 ヘ 教科横断的な視点からの教育活動の改善を支える教育課程の編成、実施、評価及び改善の一連の取組 ト 学習指導要領等に基づき育成すべき資質及び能力を育むための習得、活用及び探究の学習過程を見通した指導法の工夫及び改善 チ 教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む。） リ 進路指導及びキャリア教育 ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働 ル 道徳教育 ヲ 英語教育 ワ 国際理解及び異文化理解教育 カ 教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等） コ その他文部科学大臣が必要と認める内容	6時間以上
選択領域	幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題	18時間以上
備考 必修領域とは、全ての受講者が受講する領域をいい、選択必修領域とは、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域をいい、選択領域とは、受講者が任意に選択して受講する領域をいう。		

6 各幼稚園の園長等に取り組んでいただきたい事項

【本項目でのポイント】

各幼稚園、認定こども園に勤務する教職員の方々に対する下記の取組のご協力をお願いいたします。

教員免許更新制について各教職員に理解促進を図っていただくこと。

各教職員に対して、それぞれの修了確認期限、免許状更新講習の受講期間等について個別に連絡することは予定していないため、教職員の名簿の整理等により各教職員の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間等についての周知を行っていただくとともに、各年度に免許状更新講習の受講状況等の確認や受講漏れの防止のための注意喚起、免許状の失効状況の確認等を行っていただくこと。

各教職員が免許状更新講習を受講するに際し、免許状更新講習の受講申込書で幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に勤務する教職員、認定こども園に勤務する保育士であることの証明（受講対象者であることの証明）を行っていただくこと。

幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の園長、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭の職にある者についても、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者による更新講習修了確認を受けなければならないが、これらの職にあることをもって免許状更新講習の受講免除が可能とされています。この場合、必ず各自が免許管理者に対して免許状更新講習受講免除の認定申請を行うことが必要であるため、その旨を該当の職にある者に周知すること。

「認定こども園に勤務する幼稚園教諭免許状を有する保育士」、「認可保育所の保育士」及び「幼稚園を設置する学校法人等が設置する認可外保育施設に勤務する幼稚園教諭免許状を有する保育士」について

- ・免許状更新講習を受講することができ、修了確認期限までに講習受講・修了し、免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、次回の修了確認期限までの間に幼稚園の教諭、講師等として採用することが可能。
- ・講習を受講しないで修了確認期限を経過した場合は、その後、講習受講・修了し、免許管理者から確認を受けなければ幼稚園の教諭、講師等として採用することは不可。

7 よくある御質問

問1 かつては幼稚園教諭として勤務していたが現在は職を離れている方についても免許状が失効するのでしょうか。

(答)

平成21年3月31日までに授与された旧免許状の幼稚園教諭免許状を持っているが、現在は幼稚園の教員等の教育職員でない方は、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することの義務は課されていませんので、免許状更新講習を受講しないまま修了確認期限が経過しても、持っている教員免許状が失効することはありません。

ただし、修了確認期限が過ぎた後に、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の教諭・講師等につく場合は、採用されるまでに、免許状更新講習を受講・修了し免許管理者に必要な手続きを行うことが必要です。

平成21年4月1日以降に授与された新免許状の幼稚園教諭免許状については、職に就いているかどうかにかかわらず、有効期間の更新手続きを行わない場合、教員免許状が失効します。

ただし、教員免許状を失効した場合であっても、教員免許状授与のために大学等で修得した単位は消えないため、引き続き教員免許状授与のための所要資格を満たしていれば、再度新免許状の授与を受けることができます。

その際、所要資格を満たした時点から10年後の年度末を既に経過している場合は、免許状の授与申請の前に、30時間以上の免許状更新講習を受講・修了することが必要です。

問2 「認定こども園に勤務する保育士」、「認可保育所に勤務する保育士」及び「幼稚園を設置する学校法人等が設置する認可外保育施設に勤務する保育士」のうち教員免許状を有する者についてはどのように取り扱われるのでしょうか。

(答)

教員等の教育職員ではありませんので、各自の修了確認期限又は有効期間の満了の日までに免許状更新講習を受講し、免許管理者への手続きを行う必要はありませんが、これらの保育士は免許状更新講習を受講することができる者とされており、任意で各自の修了確認期限又は有効期間の満了の日までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者への手続きを行うことができます。

問3 上記の問2以外の認可外保育施設等に勤務する教員免許状を有する保育士についてはどのように取り扱われるのでしょうか。

(答)

これらの保育士は、各自の修了確認期限又は有効期間の満了の日までに免許状更新講習を受講し、免許管理者への手続きを行う必要はなく、また、受講対象者にも該当しないため、教員免許状を持っていても免許状更新講習を受講することはできません。

また、旧免許状所持者であれば、修了確認期限が経過しても、持っている教員免許状が失効することはありません。

ただし、過去に幼稚園や認定こども園である幼稚園で教員として勤務した経験のある方や、今後、幼稚園等の教員になる可能性があり、非常勤講師等の登録をしている方、幼稚園等から採用内定を受けている者等、受講対象者に該当する場合は、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者への手続きを行うことができます。

問4 現在、教員免許状を持っていますが教職には就いていません。最初の修了確認期限（有効期間の満了の日）も過ぎています。各都道府県教育委員会が行う教員採用試験では、教員免許取得（見込み）が受験資格になっていますが、現在の状態でも受験することができるのでしょうか。

（答）

文部科学省では、教員採用を行う各都道府県・指定都市教育委員会、国立大学法人、学校法人等に対して、教員免許状を持っている方で修了確認期限又は有効期間の満了の日を経過している場合でも、そのことのみをもって採用試験の受験を認めないこととすることのないよう要請しています。

ただし、この場合、採用されるまでに、免許状更新講習を受講・修了し免許管理者に必要な手続きを行うことが必要となっていますので、採用日までの期間が短い場合は、あらかじめ免許状更新講習の受講等をはじめなど、採用されるまでに全ての手続きを完了させることができるよう、計画的に免許状の更新に必要な手続きを進めてください。

問5 大学卒業時（平成17年3月）に中学・高校の免許を取得しましたがこれまで使っていません。その後、保育士資格を取得し、ずっと保育士として勤務してきて、修了確認期限は既に経過しました。この度、勤務先の認可保育所が幼保連携型認定こども園に移行することになったので、幼稚園教諭普通免許状を取得しました。幼稚園教諭普通免許状は取得したばかりなので、取得してから10年後に更新すれば良いのでしょうか。

（答）

もともと旧免許状をお持ちの方は、新たに取得した教員免許状も旧免許状として授与されるため、教員免許状に取得から10年間の有効期間は記載されません。もともとお持ちであった中学・高校の免許状と同じく、生年月日等により修了確認期限が定められていますので、修了確認期限を既に経過している場合は、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に必要な手続きを行って免許状を有効に戻してからでなければ、新たに取得した幼稚園教諭普通免許状を使って教員として勤務することはできません。

問6 旧免許状の幼稚園教諭普通免許状を持っていて、幼保連携型認定こども園で保育教諭をしています。生年月日で確認すると、修了確認期限は平成31年3月31日ですが、保育士資格があれば、平成32年3月31日までに更新すれば大丈夫と聞きました。平成31年3月31日までに免許状更新講習を受けなくても本当に問題ないのでしょうか。

（答）

旧免許状を所持する保育教諭は、各自の修了確認期限の2か月前までに、30時間以上の免許状更新講習の課程を修了して免許管理者（都道府県教育委員会）に更新講習修了確認の申請を行うことが義務づけられており、これらの手続きを行わない場合、所持する旧免許状は失効し、返納する必要が生じます。

ただし、平成32年3月31日までは、保育士資格があれば、幼稚園教諭普通免許状が失効して所持していない状態でも、保育教諭として勤務を続けることが特例措置により可能となっています。

御質問の方の場合、平成31年1月31日（修了確認期限の2か月前）までに、30時間以上の免許状更新講習の課程を修了して免許管理者に更新講習修了確認の申請を行わなかった場合は、免許状は失効しますので、原則として平成31年1月31日（修了確認期限の2か月前）までに必要な手続きを行ってください。

ただし、平成32年3月31日までは、特例措置により、保育士資格があれば保育教諭を継続できますが、平成32年4月1日以降も保育教諭を続けるためには、平成32年3月31日までに再度幼稚園教諭普通免許状を取得する必要があります。その際は、取得のための所要資格を満たしているかどうかの確認や、満たしていない場合の不足単位数の修得、免許状更新講習の受講等、再取得までの諸手続に時間を要すると想定されることから、平成31年1月31日（修了確認期限の2か月前）までに必要な手続を行い、免許状を失効させないようにすることをおすすめします。

問7 旧免許状の幼稚園教諭普通免許状を持っていて、幼稚園型認定こども園で幼稚園教諭をしています。生年月日で確認すると、修了確認期限は平成31年3月31日ですが、保育士資格があれば、平成32年3月31日までに更新すれば大丈夫と聞きました。平成31年3月31日までに免許状更新講習を受けなくても本当に問題ないでしょうか。

（答）

旧免許状を所持する保育教諭は、各自の修了確認期限の2か月前までに、30時間以上の免許状更新講習の課程を修了して免許管理者（都道府県教育委員会）に更新講習修了確認の申請を行うことが義務づけられており、これらの手続を行わない場合、所持する旧免許状は失効し、返納する必要があります。

幼稚園教諭普通免許状が失効した状態で、保育士資格があることによって勤務できる特例措置は、幼保連携型認定こども園で保育教諭として勤務する場合のみ適用されます。幼稚園型認定こども園で幼稚園教諭として勤務する場合は免許状が失効した時点で幼稚園教諭の職を継続できなくなりますので、平成31年1月31日（修了確認期限の2か月前）までに必要な手続を行い、免許状を失効させないように御注意ください。

問8 幼保連携型認定こども園で保育教諭を採用する場合についてお尋ねします。旧免許状の幼稚園教諭普通免許状を持っていて、修了確認期限は平成31年3月31日である方について、本人はそれまで働いておらず、教員になるつもりもなかったため更新手続を行っていないのですが、急遽その方を平成31年1月から幼保連携型認定こども園で保育教諭として採用した場合、現職教員なので平成31年3月31日までに免許状更新講習を受講して都道府県教育委員会に申請しないといけなくなると思います。1か月ですべて手続を行うのは難しいと思うのですが、当該者を救済する手立てはないでしょうか。

（答）

旧免許状を所持する現職教員については、教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2か月未満である場合、修了確認期限を、最大で教員となった日から2年2か月後の日付まで、延期することができます。ただし、修了確認期限を延期する場合は、延期前の修了確認期限の2か月前（御質問の場合は平成31年1月31日）までに、必ず、免許管理者に延期申請を行う必要があります。自動で延期されることはありませんので、延期申請を忘れないよう御注意ください。

また、修了確認期限を延期した場合、免許状更新講習の受講及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は、延期後の修了確認期限から起算した2年2か月前～2か月前の2年間となりますので、適切な期間内に手続を行うよう御注意ください。

8 教員免許更新制関係情報の入手先、各種問い合わせ先について

教員免許更新制に関するお問い合わせ先

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室

電話：03-5253-4111(内線 3572) メールアドレス：menkyo@mext.go.jp

教員免許更新制の制度の詳細

文部科学省ホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

「<解説>教員免許更新制のしくみ」をご覧ください。(文部科学省ホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422.htm))に掲載中)

最初の修了確認期限の確認

文部科学省ホームページの「修了確認期限をチェック」のコーナーをご覧ください。
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm)

現職教員等が免許状更新講習を受講・修了する際の流れの詳細

「ケース別 手続きの流れ」をご覧ください。(文部科学省ホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/index.htm))に掲載中)

講習開設情報について

「講習開設情報」(文部科学省ホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/index.htm))に掲載中)をご覧ください。

更新講習修了確認など免許管理者への申請のための様式などについて

「免許状更新講習受講・修了後の申請先一覧」(文部科学省ホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/1314000.htm))に掲載中)を御覧いただき、各都道府県教育委員会の教員免許更新制担当へお問い合わせください。

教員免許更新制に係る関係資料について

リーフレットやパンフレット、参考資料などの「教員免許更新制に係る資料」(文部科学省ホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/005/1388543.htm))に掲載中)を御覧ください。

幼保連携型認定こども園における保育教諭 の幼稚園教諭免許状の更新について

概要

改正認定こども園法(平成24年法律第66号)において、学校及び児童福祉施設として法的位置付けを持つ単一の施設として、新たな「**幼保連携型認定こども園**」が創設。

この「幼保連携型認定こども園」においては、園長と**保育教諭**が必置となっており、保育教諭は**幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する**ことが原則。

保育教諭のほか、主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師(保育教諭及び助保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。)も同様。以下、保育教諭等という。

幼稚園教諭免許状については、有効な状態でなければならない(**休眠状態は不可**)

休眠状態:更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した非現職教員の所持する免許状の状態(免許状は失効していないが、教育職員になるためには更新講習修了確認を受ける必要がある状態)

【施行日】

平成27年4月1日 子ども・子育て支援法の施行の日

< 経過措置 >

経過措置期間(**5年間**):**平成27年4月1日～平成32年3月31日**

経過措置期間中は、幼稚園教諭免許状または保育士資格の**どちらか一方の免許・資格を有していれば、保育教諭等になることができる。**

経過措置期間経過後は、幼稚園教諭免許状が有効な状態であり、かつ、保育士資格を有していないと、**経過措置期間中に保育教諭等となった者はその職を失う**ことになる。

幼稚園教諭免許状の扱い

幼稚園教諭免許状(旧免許状)を持っている方が保育教諭等となる場合、修了確認期限の時期により、幼稚園教諭免許状の扱いが異なることに留意。

(ケース1) **すでに修了確認期限を経過して休眠状態になっている場合**

保育士資格を有していれば、**経過措置期間中は、その保育士資格により保育教諭等になることができる。**ただし、休眠状態を回復しないまま経過措置期間を経過してしまうと**保育教諭等としての職を失う**こととなる。(この場合、幼稚園教諭免許状は休眠状態のままとなる。)

(ケース2) **経過措置期間中に修了確認期限が到来する場合**

修了確認期限までに更新しなければ、**幼稚園教諭免許状は失効**する。ただし、保育士資格があれば、**経過措置期間中は、失効後でも引き続き保育教諭等になることができる。**

(ケース3) **経過措置期間後に修了確認期限が到来する場合**

経過措置期間中は、**幼稚園教諭免許状は有効であるため、保育教諭等になることができる。**

ただし、修了確認期限までに更新しなければ、経過措置期間は終了しているため、**保育教諭等としての職は失い、さらに幼稚園教諭免許状は失効**となる。

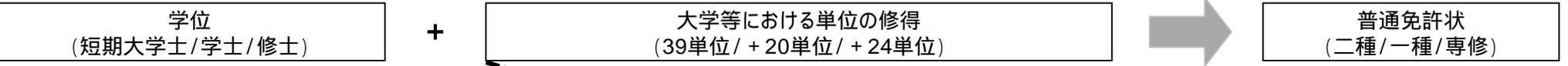
- Q 1 . 幼稚園教諭免許状を持っていますが、修了確認期限を経過し、現在、休眠状態となっております。その場合、経過措置期間に保育教諭等となれば、一時的に幼稚園教諭免許が有効になるということでしょうか？
- A . 経過措置期間中は、幼稚園教諭免許状か保育士資格のいずれかの免許・資格で保育教諭等となれるだけであり、更新講習を受講して必要な手続をしない限り、幼稚園教諭免許状は休眠状態のままとなります（一時的に有効になるわけではありません。）。保育教諭等となることができるのは、あくまでも保育士資格があるからということではありません。
- Q 2 . 経過措置期間中に休眠状態の幼稚園教諭免許状を有効な状態に回復しようとする場合、更新講習の受講は経過措置期間内であれば何年かけてもよいのでしょうか？
- A . 改正前と同様、休眠状態の免許状を有効な状態に回復しようとする場合、更新講習を受講し、履修認定を受けてから2年2カ月の間に更新手続を行う必要があります。
- Q 3 . 認定こども園に勤務する者であれば、この経過措置が適用されることになるのでしょうか？
- A . 認定こども園には4つのタイプ（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）があり、そのうちの幼保連携型における保育教諭等のみに適用されます。
- Q 4 . 幼稚園教諭免許状は持っているのですが、保育士資格はありません。保育士資格を得るためにはどうしたら良いのでしょうか？
- A . 幼稚園教諭免許を有し、幼稚園等で3年以上かつ4320時間以上の実務経験を有している者であれば、保育士資格取得の特例が適用され、通常よりも少ない単位により保育士資格を取得することができます。（特例措置期間：平成32年3月31日まで）
なお、詳細については、内閣府若しくは厚生労働省に御確認ください。
- Q 5 . 経過措置期間中に保育教諭等となった場合、修了確認期限の延長申請や更新講習受講の免除申請を行うことは可能でしょうか？
- A . 延長や免除の要件にあてはまる者（修了確認期限を経過した者を除く。）であれば、申請をすることが可能です。なお、その場合、修了確認期限の2か月前までに行う必要があります。

幼稚園免許状授与の所要資格の特例について①

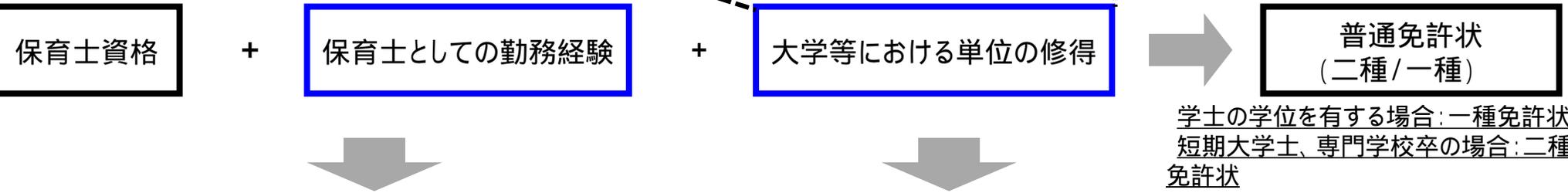
〔目的〕
保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。 保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況：76%

新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年間の特例
保育士資格の特例については厚生労働省において検討

〔通例:大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合〕



〔今回の特例措置〕(「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)



3年 かつ 4,320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。

認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

〔メルクマール〕

- ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ②小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④上記 ~ を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

8単位

+

(内訳)

- ・教職の意義及び教員の役割 } 2単位
- ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) } 2単位
- ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 } 1単位
- ・教育課程の意義及び編成の方法 } 1単位
- ・保育内容の指導法、教育の方法及び技術 } 2単位
- ・幼児理解の理論及び方法 } 1単位

幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例について②

取得可能な免許状の種類		特例を適用しない 場合の要件		本特例に おける要件 (一種、二種 共通)	
		一種 免許状 (大卒)	二種 免許状 (短大卒)		
教養 科目	日本国憲法、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作	8	8	- ()	
教科に関する科目		6	4	-	
教職に 関する 科目	教職の意義 等に関する 科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種機会の提供等	2	2	2 -
	教育の基礎 理論に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼 児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	4	- -
	教育課程 及び指導法 に関する科 目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			2 ()
		教育課程の意義及び編成の方法 保育内容の指導法	18	12	1 2
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	生徒指導、 教育相談 及び進路指 導等に関する 科目	幼児理解の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な理解を含む。)の理論及 び方法	2	2	1 -
	教育実習		5	5	-
	教職実践演習		2	2	-
	教科又は教職に関する科目		10	0	-
	合計単位数		59	39	8

「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容(とりわけ第26条(教育を受ける権利))が取り扱われるよう留意。